

さくら美化センター熱回収施設  
包括的運転管理委託業務

優先交渉権者決定基準書

令和8年7月

さくら広域環境衛生組合



# 目 次

1	優先交渉権者決定基準の位置づけ	1
2	優先交渉権者の選定方法	1
3	審査委員会	1
4	審査等の流れ	1
5	資格審査（第1段階）	3
6	提案書類審査（第2段階）	3
7	総合評価	4



## 1 優先交渉権者決定基準の位置づけ

本優先交渉権者決定基準は、さくら広域環境衛生組合（以下「組合」という）がさくら美化センター熱回収施設包括的運転管理委託業務（以下「本事業」という）を実施する運営事業者を選定するにあたって、応募者のうち最も優れた提案を行った者を客観的に評価・選定するための方法や評価項目を示し、応募者が行う提案について、具体的な評価の方法及び評価の視点を示すものである。

## 2 優先交渉権者の選定方法

優先交渉権者の選定方法は、本事業の特性を踏まえ、価格のほかに技術等の提案、事業の効率性への配慮等を総合的に評価する必要があることから、公募型プロポーザルにより実施する。

本事業は、長期包括管理運営委託を実施するため、専門的な技術やノウハウにより、長期間において安全・安心な施設の運営を行うものである。そのため、本事業を実施する民間事業者の選定については、運營業務に関する技術、事業遂行能力及び提案価格を総合的に評価する。

## 3 審査委員会

組合は、優先交渉権者の審査を実施するにあたって、審査委員会を設置し、審査委員会の答申その審査結果に基づいて優先交渉権者を決定する。

なお、優先交渉権者決定までに、審査委員会の審査員に対して接触等の働きかけを行った応募者は失格とする。

## 4 審査等の流れ

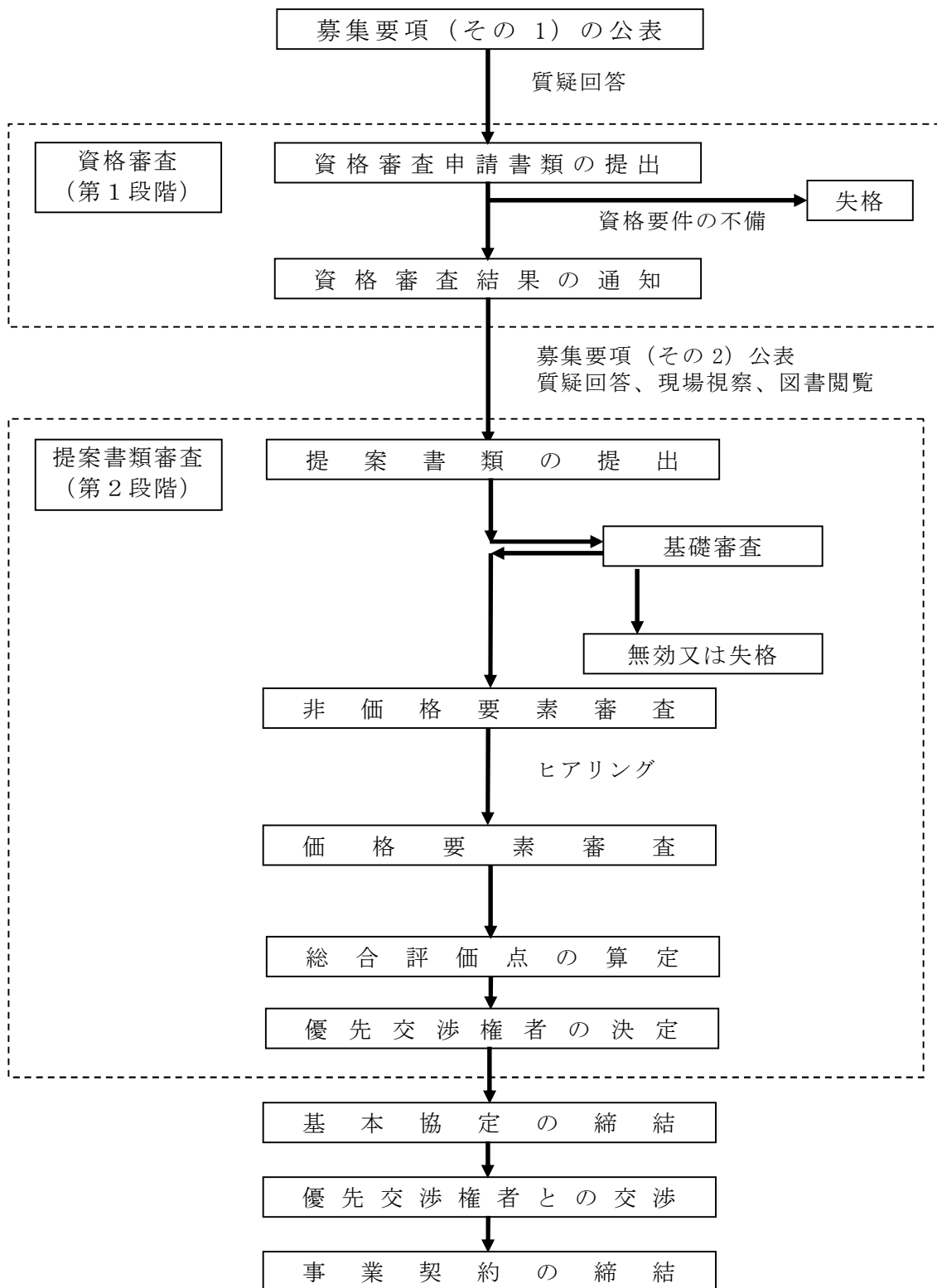
審査は、第1段階の「資格審査」、第2段階の「提案書類審査」で構成される。

資格審査では、応募者の参加資格要件の確認を行い、参加資格要件を満たすことが確認できた応募者だけが第2段階の提案書類審査を受けることができる。

第2段階の提案書類審査は、「基礎審査」、「非価格要素審査」及び「価格要素審査」で構成され、非価格要素審査及び価格要素審査については、審査委員会において提案内容を評価・審査する。その結果を受けて、組合が優先交渉権者を決定する。

募集要項の公表から優先交渉権者の決定に至るまでの流れを図表－1に示す。

図表－1 審査の流れ



## 5 資格審査（第1段階）

応募者から提出された資格審査申請書類により、応募者が参加資格要件を満たしていることを確認し、結果を代表企業に書面にて通知する。

なお、参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

## 6 提案書類審査（第2段階）

### （1）基礎審査

資格審査に合格した応募者から提出された提案書類について、組合は、以下の内容により基礎審査を行う。なお、非価格要素提案書や事業計画書の内容が要求水準書等に示す基準を満たしていない場合や、価格提案書の価格が事前公表する提案上限額を上回っている場合は失格とする。

ア 書類の整備状況

イ 各書類間における内容の整合性

### （2）ヒアリング

審査委員会は、（1）の基礎審査を通過した応募者（以下「最終審査対象者」という）に対し、各提案内容の確認等を目的として、提案書等に関するヒアリングを実施する。ヒアリングについては最終審査対象者の独自のノウハウに関する内容を含むことから、非公開で実施することを予定している。

なお、ヒアリングの開催要領の詳細は、最終審査対象者に別途通知する。

### （3）非価格要素審査

最終審査対象者を対象に、審査委員会において非価格要素提案及び事業計画の提案内容を以下に示す観点から評価し点数化する。

ア 運営維持管理体制

イ 運転管理業務

ウ 維持管理業務

エ リスクや環境変化への対応能力

オ 技術的な安定性・信頼性

カ 地域・周辺環境への配慮

### （4）価格要素審査

価格提案書に記載された金額が提案上限額の範囲内であることの確認を行い、提案価格を点数化する。

### （5）優先交渉権者の選定方法

ア 審査委員会において、非価格要素及び価格要素の審査結果に基づき、7の総合評価によって得られた総合評価点の高い者を優先交渉権者として選定する。

イ 総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、非価格要素審査点の高い者を優先交渉権者として選定し、非価格要素審査点が同じである場合はくじによって決定する

ウ 最終審査対象者が以下のいずれかに該当する場合は、その者以外で総合評価点の最も高い者を優先交渉権者として選定する。

- (ア) その者の提案価格によっては、その者より当該契約の内容に適合した履行が、なされないおそれがあると認められるとき。
- (イ) その者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり、著しく不適當であると認められるとき。

## 7 総合評価

### (1) 総合評価の方法

前項6(3)の「非価格要素審査点」と6(4)の「価格要素審査点」を加えて総合評価点を算出し、最も高い点数の応募者を優先交渉権者として選定し、次いで総合評価点が高い点数の応募者を次点交渉権者として選定する。

$$\text{総合評価点} = \text{非価格要素審査点} + \text{価格要素審査点}$$

なお、非価格要素審査点の満点を70点、価格要素審査点の満点を30点とし、合計100点満点とする。

### (2) 非価格要素審査における点数化方法

非価格要素審査点の配点は70点とし、以下に示す各評価項目の得点(審査委員会における各委員の平均値)の合算を非価格要素審査点とする。

評価項目及び配点は、図表-2のとおりとする。

各評価項目において、次に示す3段階により評価、点数化する。

図表-2 評価項目及び配点

評価	評価基準の考え方	採点の算出方法
A	当該評価項目において、要求水準を越え応募者独自の実現可能な優れた提案がある。	項目ごとの配点×1.00
B	当該評価項目において、要求水準を理解した提案である。	項目ごとの配点×0.50
C	当該評価項目において、要求水準が十分理解されていない提案である。	項目ごとの配点×0.00

### (3) 価格要素審査の点数化方法

価格要素審査点の配点は30点とし、価格要素審査点については、以下の方法で得点を算定する。

なお、点数は、小数第2位を四捨五入して小数第1位まで求める。

#### 【価格要素審査点の算出式】

$$\text{価格要素審査点} = 30 \text{ 点} \times \text{最低提案価格} / \text{提案価格}$$

図表－3 非価格要素評価項目と配点

	審査項目	審査のポイント	配点	様式番号
ア 運営 維持 管理体制	効率的、安定的な運営のための運転体制	・全体組織計画について、必要かつ十分な人員が配置されているか。	5	様式第12号 ②
		・有資格者が確保され、適切に配置されているか。		
	最適な維持管理、補修、設備更新を行うための体制	・熱回収施設の人員配置が効率的なものとなっているか	5	
・運転期間中の従業員教育体制が確立されているか。				
	事業期間中のセルフモニタリング体制	・具体的で実効性の高いセルフモニタリングが提案されているか。	4	
イ 運転 管理 業務	運転管理に関する計画	・運転管理計画、運転管理マニュアルの作成について、適切な提案がされているか。	5	様式第12号 ③
		・施設の内容を十分理解し、適切な運転管理が行える内容になっているか。		
	安全運転に関する計画	・効率的で安定、安全な運転を行うための具体的な提案がなされているか	5	
		・施設の処理機能を維持しつつ、経済的な運転管理を行うための具体的な提案がなされているか。		
		・公害防止基準の遵守、ダイオキシン類等の排出抑制に配慮した適切な運転管理が行える内容になっているか。		
	・処理不適物等の確認や事前除去が適切に行える提案がされているか。			
	既存運転事業者との引継ぎ計画	・事業引継ぎが円滑に行える提案がされているか。	4	
	事業期間終了後の引継ぎ計画	・事業引継ぎが円滑に行える提案がされているか。	4	
ウ 維持 管理 業務	維持管理、補修、設備更新計画	・施設の基本性能を運転期間にわたり維持することへの考え方が、適切なものとなっているか。	5	様式第12号 ④
		・点検・検査計画(日常点検、定期点検、法定点検・検査、自主検査等)の内容が、必要かつ十分なものとなっているか。		
		・補修・更新計画の基本的な考え方、内容が、必要かつ十分なものとなっているか。		
	・突発的な故障に対する補修体制が確立されているか。			
調達(消耗品、特定調達品等)に関する計画	・用役の調達方針及び調達計画について、安定した用役の調達が提案されている。	4		
	・緊急時にも適正に施設が稼働できるような用役調達計画となっているか。			
	事業期間終了時の性能維持に関する計画	・事業終了時における引渡条件の確実な履行ができる仕組みについて、適切な提案がされているか。	4	

	審査項目	審査のポイント	配点	様式番号
エ リ ス ク や 環 境 変 化 へ の 対 応 能 力	非常時(運転不能等)における対応体制・対応マニュアルの整備	・リスク顕在化確率及びリスク顕在化時の影響を、最小にとどめるための、リスク管理の提案がされているか	5	様式第12号 ⑤
		・想定されるリスク及びその対処方法について、適切な提案がされているか。		
		・リスク管理における保険の活用について適確な提案がされているか。		
外部環境の変化(ごみ質の変化等)に対する対応能力	・ごみ質・ごみ量の変動への対応策が十分に検討され、適切な提案がされているか。 ・不適正ごみ混入時の対応策が十分に検討され適切な提案がされているか。	3		
応募者の破綻等の事態における対応能力・財政的信用能力	・適切でより具体的な対応策が提案されているか。 ・財政的な信用能力があるかどうか。	4		
オ 技 術 的 な 安 定 性 ・ 信 頼 性 ※ 1	同規模施設(ごみ焼却施設)の運営実績(過去10年間)	・より多く受注し、環境基準を遵守のうえ、安定して処理を継続させている。 A:運営実績5件以上 B:運営実績2から4件 C:運営実績0から1件	3	様式第12号 ⑥
	PFIや包括的民間委託等の受注実績(過去10年間)	・より多く受注し、環境基準を遵守のうえ、安定して処理を継続させている。 A:受注実績5件以上 B:受注実績2から4件 C:受注実績0から1件	3	
カ 地 域 ・ 周 辺 環 境 へ の 配 慮	周辺地域の環境に対する配慮	・運転維持管理の効率性を確保しつつ、周辺環境への影響を最小限に抑える環境保全基準となっているか。	2	様式第12号 ⑦
		・環境モニタリング方法が適切なものとなっているか。		
	地域への貢献度(雇用確保・地元企業の育成・施設見学対応等)	・地元雇用、地元企業との連携など地域経済への貢献及び地域住民への配慮がされているか。 ・環境学習、環境保全に関する情報提供等について、積極的な提案がされているか。	3	
地球温暖化防止と環境負荷低減に関する計画	・省エネルギー、二酸化炭素抑制、低炭素社会形成に向けた達成可能でかつ具体的な方策となっているか。	2		

※1 同規模施設：ストーカ式焼却炉の運営実績（補修・整備は除く運転管理実績）とする。  
包括委託等：市町村等（一部事務組合を含む）が設置する一般廃棄物処理施設（熱回収施設）の実績。（一つの契約において、複数施設がある場合は1件として数えるものとする）

受注実績件数：現在履行中の業務も含む。